

令和 6 年度第 2 回日野町地域公共交通会議 会議議事録

令和 6 年 8 月 22 日（木）

10 時 00 分～11 時 30 分

日野町役場 3 階 301・302 会議室

出席委員

国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局、滋賀県土木交通部交通戦略課、滋賀県東近江土木事務所、日野町区長会、日野町老人クラブ連合会、日野町身体障害者更生会、社会福祉法人日野町社会福祉協議会、一般社団法人滋賀県バス協会、近江鉄道株式会社鉄道部運輸課（委員代理）、近江鉄道株式会社自動車部バス営業課（委員代理）、近江タクシー株式会社（委員代理）、日野町副町長、日野町教育委員会教育長、日野町政策監、日野町総務主監、日野町産業建設主監、日野町厚生主監、日野町教育委員会事務局教育次長

事務局

交通環境政策課

欠席委員

東近江警察署交通課

一般社団法人滋賀県タクシー協会

議事要旨

1. 開会

2. 協議事項

(1) 日野町営バスの運行等について

①一部運行主体の変更について

②車両の移動等円滑化基準適用除外の申請について

- ・事務局から資料に基づき令和 6 年 10 月 1 日からの日野町営バスの運行について以下説明。
- ・日野町営バスの一部運行主体が近江鉄道株式会社から近江タクシー株式会社へ変更になるこ

とについて説明。

- ・近江タクシーが運行する便についてはワゴン車タイプの車両となることについて説明。
- ・平日 9 便、土曜日全便がワゴン車タイプでの運行になることについて説明。
- ・近江タクシーが運行する運行経路について、平日のみの運行である野出、北脇停留所にはいない旨の説明。
- ・10 月 1 日からダイヤ改正の概要説明。主に鎌掛線において鎌掛発の朝 1 便目と最終便の減便および時分変更について説明。
- ・ワゴン車が車両総重量 5 トン以下、乗車定員 23 人以下の車体であることに伴う、移動等円滑化基準適用除外の申請について適用除外になる箇所と代替手段等の説明。

【意見・質問】

○委員

- ・やむなく減便せざるを得ない部分を、タクシーでカバーすることによりその運行本数を維持できたのは、日野町だからか。それとも調整可能であれば、他の地域でも対応可能なのか。

○委員

- ・日野町の路線は、従来より乗車人数からタクシー車両でいいのではないかと考えていた。他市町でも検討はしている。今後減便だけでなく、このような形も一つの策と考えている。

○委員

- ・路線バスの夜便を、タクシー車両で運行可能か。

○委員

- ・夜だけの運行もできなくはないが、夜は利用者数が多く、タクシー車両だけで運行できるとは考えていない。

○委員

- ・補助金の対応だけでなく、行政と近江鉄道が積極的に交流しこのような話し合いを他市町でもできればよい。

○会長

- ・他市町で、同じワゴン車タイプのものはあるか。
- ・運転手が停留所ごとに降車がないか確認するのか。
- ・座席上部の取っ手（支え）はつくのか。

○事務局

- ・他市町での運行実績もある。同じ車両ではないが同じワゴン車タイプである。
- ・運転手が乗車時に降車するバス停を確認し、運賃を乗車時に支払うこととする予定。
- ・座席上部の取っ手（支え）はついていない。

○委員

- ・国が進めているダウンサイジングを上手くされた。
- ・車内移動をすることがないので取っ手の必要もなく基準適用除外が可能。
- ・今回の運用であると、降車場所を確認したり、運転手の負担が大きい。他市町ではＩＣカードが導入されており、運転手の負担軽減にもなる。今後の課題である。
- ・利用者も今までと車両が異なり不安を感じるののでしっかり事前周知してほしい。

○委員

- ・鎌掛線のタクシー車両への置き換え、ダイヤ改正は学校に影響ないとのことだが、学校および保護者への連絡は行っているのか。

○事務局

- ・学校とは複数回、協議をしている。保護者へは直接説明していないが、鎌掛地区の区長が集まる場で、今回のダイヤ改正について説明した。

○委員

- ・住民への周知が大事。タクシー車両でも町営バスとわかる必要がある。

○事務局

- ・タクシー車両の前後に、町営バスと書かれた大きなマグネットを貼る。

⇒協議事項（１）について出席委員全員承認

- ・一部近江タクシーで運行することが承認されたため、会長から日野町地域公共交通会議運賃協議分科会の委員に近江タクシー株式会社を指名。
- ・会議は一旦休憩となり、この間に運賃協議分科会を開催。

3. 報告事項

（１）運賃協議分科会からの報告について

- ・運賃協議分科会長より同分科会での協議の結果、ワゴン車タイプ運行時にも現行の運賃体系と同様とすることについて承認された旨の報告。

（２）利用促進事業に係る運賃協議分科の開催について

- ・イベント時の利用促進策としての運賃割引や運賃無料施策について、運賃協議分科会は開催しない事を事務局より報告。

(3) チョイソコひの運行区域の拡大予定について

- ・令和7年度から東西桜谷地区や交通空白地等へチョイソコひのを運行する予定であることについて事務局より報告。

(4) 令和5年度公共交通利用実績報告

- ・町内で運行する各公共交通の利用者数を事務局より報告。

【意見・質問】

○委員

- ・チョイソコひの運行区域の拡大については、本格運行の場合、町営バス湖南サンライズ線・桜川線は廃線になるのか。
- ・チョイソコひのの運行により、全体のコストがどうなったかを教えてほしい。

○事務局

- ・湖南サンライズ線の存廃については、確定していない。
- ・桜川線についても存廃は、確定していない。小学生が町営バスを利用しているため、全ての移動ニーズをチョイソコひのでカバーできない。一方で、バスの運転手不足への対応が必要である。
- ・10月1日までは町営バスを運行しているため、現時点では運行費は減っていない。
- ・町営バスとチョイソコひのの全体コストについては、それぞれの運行台数にもよるが、令和7年度の運行費用については、湖南サンライズ線をどうするか、補助金の活用が出来るかにもよるが、チョイソコひのの台数が増えると100万円ぐらい増える。

○副会長

- ・資料1-2の地図上の赤丸は、デマンドタクシーとなるのか。

○事務局

- ・地図上の赤丸はチョイソコひのを拡大する箇所である。

○事務局

- ・チョイソコひのの拡大については、西大路公民館と鎌掛公民館も令和7年度に停留所を追加する予定である。

○委員

- ・町の大部分がチョイソコのエリアになると、チョイソコの導入により、町営バスを廃止する路線と存続する路線が混在してくる。町としてのビジョンを考えて行く必要があるのでは。

○事務局

- ・チョイソコひの拡大の中で、南比線、中山線はバスの利用者数も少なく廃止とした。その他のエリアは条件が異なるので、バスの路線の見直しを検討していく。また、東西桜谷地区などで運行されているおたすけカゴヤとも協議していく予定。

○会長

- ・町営バスは予約なしで利用できる、チョイソコひのは目的地近くまで送迎できるなどそれぞれにメリットとデメリットがある。湖南サンライズ線については、アンケート調査などをする中で、方向性を決めていく必要がある。

○委員

- ・来年度からチョイソコの試行運行エリアを拡大することだが、チョイソコひのは今後も全町内に行けるのか、あるいは何らかの制限をするのか。

○事務局

- ・チョイソコひのは、停留所間であればどこでも行ける。

4. その他

- (1) 令和6年度日野町「モビリティウィーク&カーフリーデー」実施について
- (2) 近江鉄道ガチャフェス開催日における当町の取り組みについて
- (3) 近江鉄道バスの運賃について
- (4) その他

5. 閉会

以上